



《会計・税務の知識》

人材投資促進税制の見直し

平成20年度税制改正により教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除が改正されました。

人材投資を継続的に増加させることが困難な中小企業に配慮して、教育訓練費の増減にかかわらず税額控除を受けられるよう適用要件が緩和され、従来はこの制度の適用が困難であった中小企業でも積極的な活用が見込まれるようになります。今回はその改正点を簡単に説明したいと思います。

1. 改正のポイント

1) この制度の適用対象者を中小企業者等（資本金の額が1億円以下）に限定しました。（大法人については、平成20年3月31日までに開始する事業年度をもって廃止されました）

2) 教育訓練費の増加要件を撤廃し、適用事業年度の労務費（給与等、法定福利費、教育訓練費の合計額）に占める教育訓練費の割合（以下「教育訓練費割合」という。）が0.15%以上の場合には、支出した教育訓練費の総額の8%～12%相当額を法人税額から控除する制度に改正されました。

2. 具体例

(1)給与等	4,500万円
(2)法定福利費	480万円
(3)教育訓練費	20万円

(4)労務費合計 5,000万円

この場合には、

$$(3)教育訓練費 \div (4)労務費合計 = 0.4\%$$

と、教育訓練費割合が0.15%以上となり適用があります。

控除額は

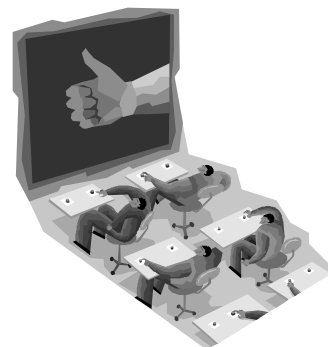
$$200,000円 \times 12.0\% = 24,000円$$

となります。

（乗じる割合は、教育訓練費割合に応じ一定の算式で計算します）

ただし、上記の算式の控除額を無制限に控除できるわけではなく、法人税額の20%相当額が限度額となっています。

このように、教育訓練費の支出額があれば、一定額を控除できる制度に変更となりましたので、これを機会に会社の教育訓練又は人材育成関連の支出について一度考えてみてはいかがでしょうか。



『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>